

## 令和5年度 仙台市いじめ問題対策連絡協議会議事録

○日時 令和5年7月4日（火）午後3時～4時40分

○場所 仙台市役所上杉分庁舎第2会議室

○出席者 別紙名簿のとおり

○会議の概要

### 1 開会

### 2 挨拶

### 3 委員紹介

- ・仙台市いじめの防止等に関する条例第36条第2項に定める定足数を満たしていることを報告。

### 4 報告・協議

#### ○森川会長（仙台市医師会）

皆さんこんにちは。2年目になりますが、去年から担当させていただいております、仙台市医師会理事、小児科医の森川と申します。皆さんお忙しい中お集まりいただいておりますので、円滑な議事進行についてご協力いただき、有意義な話し合いができるようにしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

目安としては、2時間の予定でおりますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず初めに、この会議の公開非公開について皆様にお諮りしたいと思います。配布資料の3ページ「附属機関の設置及び運営の基準に関する要綱」をご覧ください。会議の公開非公開につきましては、本連絡協議会において決定することとなっております。本日の報告や議事には非公開とすべき内容は含まれないと思いますので、公開としてよろしいでしょうか（委員 了）。事務局、よろしいでしょうか（事務局 了）。ありがとうございます。それでは公開にて、会議を進めさせていただきたいと思えます。

#### （1）仙台市におけるいじめの状況について

#### ○森川会長（仙台市医師会）

それでは早速次第に沿って進めてまいります。「4 議事報告（1）仙台市におけ

るいじめの状況について」、「(2) 仙台市におけるいじめ防止等に関する取り組みについて」、事務局からまとめてご説明をお願いしたいと思います。

## ○教育相談課長

私の方から、(1) 仙台市におけるいじめの状況について、ご説明申し上げます。資料1をご覧ください。

文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」のいじめの状況につきまして、ご報告申し上げます。なお、令和4年度の調査結果につきましては、まだ公表されておられませんので、令和3年度のデータについての報告となります。

1 ページ、「1 認知件数」についてです。表1-1をご覧ください。令和3年度の校種別いじめの認知件数は、小学校が10,685件、中学校が1,558件、高等学校・特別支援学校が28件、計12,271件であり、令和2年度と比較し、小・中・高・特別支援学校のすべての校種で増加しております。

前年度と比較して、いじめの認知件数は増加いたしました。経年の変化を見ると、平成30年度から徐々に減少傾向にあると考えております。令和2年度に大きく減少したのは、新型コロナウイルスによる臨時休業の影響が考えられます。

表1-3をご覧ください。1,000人当たりの件数の政令指定都市間の比較です。昨年に引き続き2番目に多くなっております。本市としていじめの積極的な認知に努めていることが表れている結果と捉えております。

2 ページをご覧ください。「2 いじめの解消率」についてです。表2-1をご覧ください。解消しているとの判断は、いじめ行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続しており、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認できていることによります。本市のいじめの解消率は、小学校82.7%、中学校82.5%、高等学校78.6%、全体が82.6%となっており、表2-2の全国の解消率と比較すると、小・中学校で解消率が高くなっております。

「3 いじめの態様」についてです。表3-1に小学校、3-2に中学校の、いじめの態様について種別ごとの件数と割合を示しております。小・中学校ともに種別の一番上にあります「冷やかしやからかい等」が最も多く、次いで上から3つめの「軽くぶつかられたり、叩かれたり等」が多くなっております。

3 ページをご覧ください。「4 いじめの発見のきっかけ」についてです。表4-

1に小学校、4-2に中学校の、それぞれのいじめ発見のきっかけについて、件数と割合を示しております。小・中学校ともに「学校の教職員等が発見した」という項目の中の「アンケート調査など学校の取組により発見した」が最も多くなっております。特に小学校ではアンケートなどによる発見の割合が73.3%と多くなっております。なお、この項目には、定期的実施しているアンケートのほか、学級担任が行う個別面談の中で発見したものなど、学校の取組みの中で確認されたものが全て含まれております。一方、学級担任がいじめを発見したという項目の割合は少なくなっております。この項目は、まさにいじめの現場を学級担任が直接確認した場合になるのですが、一般的に、学級担任の前でいじめ行為を行う児童生徒は少なく、学校生活の中では、担任の目の届かない時間や登下校時などの事案発生が多くなっていることから少なくなっているものと捉えております。また、中学校ではアンケートなどによる発見以外では、「本人からの訴え」が30.1%と多くの割合を占めております。この結果は、児童生徒の発達段階によるものと考えられ、小学校段階では、教職員や保護者など、周りの大人の助けや、出来事を記載するなどの作業が必要となることが多いと考えられます。

4ページをご覧ください。「いじめられた児童生徒の相談の状況」についてです。表5-1に小学校、5-2に中学校、それぞれの相談状況について件数と割合を示しております。小・中学校ともに区分の一番上の「学級担任に相談した」が最も多くなっております。このことは、学校で相談しやすい雰囲気が醸成されている表れであると捉えております。以上です。

## ○いじめ対策推進課長

続いて、資料2-1「令和5年度における主ないじめ防止対策推進事業」をご覧ください。仙台市におけるいじめ防止等対策事業としては、資料のとおり大きく17の事業があり、このうち1と2はこども若者局、3以降は教育局の所管事業です。多くは継続的に行っている事業で、今年度から拡充した事業などを中心にご説明いたします。

はじめに、こども若者局の取組みについてです。学校における取組みについては、教育委員会において様々行っておりますが、こども若者局においては、広く市民の方に向けて広報啓発を行っております。例えば1に記載しておりますが、専用のポータルサイト「はじめのいっぽ」のコンテンツの充実や認知度の向上を図ります。また、交通局との連携による地下鉄広報も拡充します。本日お配りしている「子どもた

ちを見守るあなたへ」という啓発リーフレットについても内容を刷新し、日頃から子どもと接している児童館職員や、学校ボランティア防犯巡視員、地域の民生委員児童委員などにお配りし、お役立ていただいております。

次に2の「いじめ等相談支援室 S-KETの運営」ですが、学校や教育委員会以外の相談窓口として、弁護士や学識経験者などの専門員を中心に、支援を継続しております。昨年度の延べ相談件数は488件、そのうちいじめに係る件数は延べ252件で、実相談者数は67人でした。

続いて、教育局の取り組みでございます。

3と4は、いじめ対策推進の中核を担う教員を各学校に配置しているというものです。また、学校への教育職以外の専門人材の配置、支援として、資料の5から8と、2ページの14があげられます。特に、「7 スクールソーシャルワーカーの配置」に関しましては、学校における対応力を強化するため、『週1回スクールソーシャルワーカーを配置する拠点校』を、今年度10校から20校に拡充しました。このほか、スクールカウンセラーやスクールロイヤーなどの専門家を配置するなど、学校の相談体制を充実させ、適切な支援につなげております。

次に、2ページの「9 いじめ防止『きずな』キャンペーン」に関しましては、今年度も5月と11月に各学校において実施を予定しております。児童生徒の取り組みの成果は、昨年度は市民センターで紹介するなど、学校間の情報共有や、市民に向けての広報啓発も行っているところです。

このほか、SNSによるいじめなどを未然に防止することを目的とした「15 情報モラル教育推進」や、教員のいじめの対応力向上をねらいとした「17 いじめ防止対策研修」などは継続的に行っているところです。資料2-1については、以上でございます。

#### ○森川会長（仙台市医師会）

本市のいじめの状況、そして、主ないじめ防止対策事業についてご説明いただきました。委員の皆様の中でお気づきの点、または確認したい点など、ご質問等ございましたら、ぜひお願いいたします。

仙台市としては、認知件数が多いということは決して悪いことではないというお話でした。それだけ、アンテナを高くしているというお話だったと思います。また、アンケート調査をきっかけとした発見など、非常に効率よくいろいろ挙げられていると

いう印象でございましたが、皆様いかがですか。

#### ○中村委員（仙台市児童相談所）

令和4年度の件数は集計中とのお話でしたけれども、減少しているとか、そういった傾向もまだわからないのでしょうか。

#### ○教育相談課長

まだ集計中ではありますが、おそらく若干減る見込みかと思います。これは、発生件数ではなく認知件数ですので、認知件数について多い少ないという判断がどのようなことかというのはなかなか難しいですが、大体落ち着いてここ数年推移している状況であると考えております。

### （2）仙台市におけるいじめ防止等に関する取り組みについて

#### ○森川会長（仙台市医師会）

それでは次に進めます。資料2-2「いじめ防止に関する社会全体に向けた啓発の取り組みについて」、事務局からお願いします。

#### ○いじめ対策推進課長

昨年度のこの会議におきまして、協議会を構成する各機関や団体の皆様と連携して、「いじめ防止に係る啓発活動」ができないか、ということで、例えば、街頭活動や共通コンテンツの活用による情報発信などを事務局から提案しておりました。その際に、街頭活動などは「訴求対象に情報がいきわたりづらい」など課題についていくつかご意見をいただき、取り組みの実施には至らなかったところですが、PTA協議会さんにお誘いいただき、昨年度、いじめ対策推進課では、PTAフェスティバルへの出展による、児童生徒への広報や意見の収集など、新たな取り組みを行うことができました。

そこで、資料2-2をご覧ください。こちらは、当課が今年度予定している広報啓発の取り組みの一部です。一つ目は、いじめ防止ポータルサイト「はじめのいっぽ」を通じた広報です。このサイトでは、いじめ相談の窓口について、法務局や県警の窓口もご紹介しております。このほか、「はじめのいっぽ通信」として、PTA協議会や、久保先生の産学官連携の取り組みなど、いじめ防止などに係る取り組み事例やインタビュー記事などを紹介しています。このほか、今年度は、2の市民向けのセミナーの開催や、3の子育て世帯向けイベントへの参加により、いじめ防止に係る広報啓発を行うことを予定しています。

そこで、各機関、団体の皆様に、私どもの取り組みにご協力いただける部分があれば

ば、ぜひお願いしたいというものです。例えば、皆様方のいじめ防止に係る活動をお寄せいただき、ポータルサイトにおいて発信させていただくとか、セミナーにおいては、協議会の共催とさせていただき、広報のご協力や、会場で配布する啓発グッズやリーフレットのご提供などが考えられます。仙台市単独で広報啓発を行うよりも、この会議のネットワークを生かして、各機関、団体の皆様にご協力いただくことで、より広く効果的に情報が届けられるものと思われま。

資料の2と3については、詳細について追ってお知らせいたしますので、ご検討のほどよろしくお願いたします。

また、皆様方の取り組みについても、私どもで連携させていただけることがありましたら、お声がけいただきたいと存じます。資料2-2については、以上です。

#### ○森川会長（仙台市医師会）

事務局からは今年度の取り組みについて、話題提供として、資料2-2についてお話いただきました。

本協議会は、仙台市におけるいじめの防止の対策について、関係する機関がそれぞれの団体と連携しながら、市民全体のいじめの防止を推進することを目指して協議するものです。それぞれの取り組みはもちろんですが、昨年度から、各機関が連携して何かできないかということで取り組んできているところではありますが、まだまだ不十分なところがあります。事務局でご紹介いただいた事例などで、可能な限り私たちとしても連携して協力していきたいと思っております。例えば資料やリーフレットなどを、それぞれの施設で広報していただくというような形での連携ができればと思い、この資料の2と3に関しても、ぜひ協力していただきたいと思います。

この後、皆様から取り組まれているいじめ対策や関係機関の連携についてそれぞれお話いただきますが、その際にこの事務局からのご提案、取り組みについての協力の可能性などについても、可能な範囲で触れてお話しいただければと思います。

#### （3）子どもをいじめから守るための取り組み、関係機関との連携のあり方について

##### ○森川会長（仙台市医師会）

それでは、資料3「子どもをいじめから守るための取り組み、関係機関との連携のあり方」について進めさせていただきたいと思います。

事前に皆様からご提供いただきました資料をご覧になりながら、短い時間で恐縮ですが、お1人3分程度ご発言いただき、子どもたちをいじめから守る取り組み、連携

のあり方について、それぞれのお立場からお話しいただければと思います。

それでは、指名させていただきます。教育局、泉委員からお願いいたします。

#### ○泉委員（仙台市教育局）

それでは資料3の最後のページ、22ページになります。教育委員会の取り組みの概要をお話いたします。

まず、現在行っている取り組みとして、大きく3点取り上げました。

1点目が、児童生徒、家庭・地域等への啓発について、（1）いじめ防止「きずな」キャンペーンの実施です。先ほどご紹介いただきました令和4年度の実施ですけれども、全市立学校における児童会、生徒会等の自主的な取り組みの成果の広報を工夫いたしまして、市役所本庁舎1階ロビーのほか、各区中央市民センターにおいても、各校の実践の様子展示、広報を行い、より多くの市民の皆様の目に触れるようにしたところです。（2）他者理解や思いやりの心を育む教育活動の推進、ということについてですが、これは各学校において「命と絆プログラム」などの命を大切にす実践を行いまして、保護者や地域の方へ授業参加などで積極的に公開するなど、広く啓発を図っているものでございます。

大きな2点目、教職員の研修についてです。（1）いじめ・不登校対策推進協力校による、実践研究と成果の発信です。協力校におきまして、各校の地域や児童生徒の状況に応じたいじめ対策等の具体的な実践研究を行い、実践報告会で具体的な実践、成果などを市内学校に発信して、それぞれの学校の取り組みの見直し、改善につなげるという取り組みを行っております。（2）いじめ対策担当教諭等を中核とした研修、OJTの推進です。各校において年度初めに、校内の支援や組織体制の確立、各担当者や職員の役割の共通認識などについて総点検を行います。また、いじめ対策担当教諭等の研修では、事例対応のグループワークなどを通して、各学校でのOJTに生かすことができる研修を意図して行っています。

3点目、その他の取り組みということで、市いじめSNS相談などの相談機会の確保、それから本日資料としてお配りしました水色のチラシ『いじめ防止「学校・家庭・地域連携シート」』の配布、教育委員会指導主事による、全市立学校を訪問しての指導助言、スクールロイヤーやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門職の活用を挙げました。

次に、関係機関との連携についてですが、1点目が、スクールソーシャルワーカーなど専門職による相談や関係機関との調整の効果、2点目が、S-KETとの連携による事案解決の効果、また、今年度全市立学校に導入した学校運営協議会の活用、警察等との連携など、さらに取り組んでいく必要性を取り上げました。教育委員会としての取り組みの概要は以上となります。

#### ○森川会長（仙台市医師会）

啓発活動と教育活動の推進、教職員の研修のお話もありました。他に、SNS相談、24時間いじめ相談など、たくさんの取り組みをされておりまして、その成果や課題などはまだこれから、ということでお話いただきました。ありがとうございます。

続けて、実際の学校現場の様子をお話いただきたいと思います。子どもの発達段階に応じて、様々ないじめ対策の取り組みが行われていると思います。それぞれの校長先生からご紹介いただきたいと思います。

小学校について早坂委員、お願いいたします。

#### ○早坂委員（仙台市小学校長会）

南光台小学校の早坂です。資料16ページをご覧ください。よろしく申し上げます。今年度南光台小学校に転任しまして、年度末前校長から引き継ぎを受けたのですが、保護者と軋轢が生じたケースや、スクールロイヤー、S-KETに関わる事案というのが複数ありました。

その中の1件について市教委からの要請もあり、転任後すぐに保護者と面談をしたのですが、保護者の子どもに対する思いと、学校の子どもに対する思いを共有することができ、お子さんが半年ぶりに登校したということがありました。記録を読むと多くのケースについて、本当に始まりは些細なことで、どうしてこじれていってしまうのだろうと思うことが多いと感じました。それでは学校として取り組んでいることについて、16ページの資料をもとにお話させていただきます。

未然防止と早期発見、早期対応、この中で、何といたっても未然防止を大事に考えています。学校いじめ防止基本方針の確認や、ハンドブックを利用した研修、気になる児童の情報共有、保護者との連携などです。その中でも、特に大事にしているのは、いじめに向かわない安心できる学級づくりと分かる授業です。一人一人の子どもにとって、自分の居場所があり、何かしら活躍できる場面がある、自己肯定感を持つこと



ができる学級や授業を大切にしたいと考えています。そのためにも、働き方改革による時間の生み出しと教職員のゆとりは非常に重要だと思っています。また、コロナあけで地域行事も再開し、コミュニティスクールとして地域の人と触れ合いながら、子どもたちが自己有用感を持つということも大切だと思っています。

二つ目は早期発見についてです。先ほど相談課からのお話にもありましたが、アンケートの実施については特に大事に考えています。ほかにも、毎日の出欠状況や保健室利用の様子、養護教諭やさわやか相談員、スクールカウンセラーなど多くの目からの情報とその共有に努めています。ここでもやはり教職員が、働き方改革で時間を生み出して心にゆとりを持つことで、子どもの些細な変化に気づくことができると考えています。

三つ目は早期対応です。小学校ですので、連絡帳や電話連絡の内容について毎日のように報告されます。その事案に対してできるだけ速やかに、校長、教頭、いじめ対策担当がその場で情報共有し、すぐに対応方針を決めています。例として、こんなこともありました。月曜日の朝に、一年生の男子のお父さんから電話があり、「子どもがクラスで毎日暴行を受けている。学校に行きたくないと言っている。実害が出ている。」という訴えがあったと担任から話がありました。暴力という言葉と、実害という言葉に驚きましたが、まず話を詳しく聞かせて欲しいとお願いしました。その日の夕方、お父さんに子どもを連れて来てもらい、担任といじめ対策担当が話を聞きました。そうしたところ1人の男の子に叩かれたという事実が1件あって、他に毎日と言っていた件は、以前指導して解決していたものでした。背景があって、相手の子は男の子3人兄弟の末っ子なので、プリントを回収するときに遅いからと叩く、一方、訴えたお子さんは3人兄弟の一番上で下には小さい子もいて、初めての小学生でした。だからといって、やっていいわけではないです。相手の子からも話を聞き、保護者に連絡をします、と申し上げたところ、お父さんは「月曜日で荷物が多くて、学校に行きたくないって理由に使ったのかもしれませんが」とおっしゃって帰られたということがありました。翌日、相手の子にも話をして、保護者にも連絡をした、ということがありました。こういったことは日常茶飯事です。朝に連絡帳を受けると、業間休みに聞き、昼休みに聞き、突き合わせをして放課後に…というように急ぐケースもありますし、次の日というケースもありますが、とにかく一番は子どもにとってどうか

ということです。今のご時世、やはり保護者も不安に思っているわけです。ですから、保護者と連携して取り組む初期対応というのは、非常に重要だと考えています。

関係機関との連携についてはそこに記載した通り、事案によって、アーチルや児童相談所、児童館、放課後デイサービスなどとも連携しています。それから、スクールロイヤーによるいじめ防止の出前講座を毎年開いておりますし、警察署の生活安全課による安全なスマホの使い方も含めた、防犯教室なども行っております。今後も連携を図りながら取り組んでいきたいと思っております。以上です。

#### ○森川会長（仙台市医師会）

取り組みの未然防止の部分、自己肯定感の重要性というのは、昨年度から非常に重要なこととして各委員からお話いただいていた点だと思います。他に、初期対応の重要性ということもお話いただきました。大変重要な点だと思いますので、皆様にも心に留めいただければと思います。

それでは引き続き、中学校の西海枝委員、お願いいたします。

#### ○西海枝委員（仙台市中学校長会）

八軒中学校の西海枝と申します。よろしくお願いいたします。17ページをご覧ください。資料にこのように載せましたけれども、いじめ防止のためということだけ意識しているというわけではなく、いずれも人を大切にすることです。心の教育というのはすべての教育活動、すべての教育課程を通して進めていくことだと思っておりますので、丁寧に、全てにおいて取り組んでいるところです。全て書ききれないので、特筆すべきものをここに挙げています。当然起こったことについての対応は、どの学校でも定着してきているかと思いますが、本当に懇切丁寧に進めているところです。だいぶ、教員の時間とエネルギーを費やしているということにはなっていますけれども、一生懸命取り組んでいるところです。未然防止においては様々な取り組みを学校教育の中で行っています。ここに書いてあるものは、見ていただければご理解いただけるかと思っております。私自身の考えになるかもしれませんが、小学生には必要かと思っておりますけれど、中学校段階においては「いじめ」という言葉を前面に出して、子どもたちに対してはあまり使わないように心がけているところです。例えば万引きをしないようにしましょうとか、人を殴らないようにしましょうと言わないのと同じように、基本的に、いじめは駄目だということはわかっていると思っております。発達段階とし

て、よりよい人間関係、いろいろな人がいて考え方も違うし受け取り方も違う中で、それでもよい人間関係を作っていくにはどうしたらいいのだろう、というふうな投げかけ方を心がけています。自分の力は誰でも発揮したいし、自分の力を発揮する場所は誰かが作るのではなくて、自分たちで作っていかねなければならないときに、何をしたらいいのだろうというように。「〇〇しないようにしましょう」と声高に言うことで、人と深く付き合わないようにするのが最善の方法だと思ってしまうと、これはまたこれでよくないのかと思っています。そのため、後半にも記載しましたが、やはり学級集団や学年集団などの集団づくりに力を入れるということで進めています。「いじめ実態把握調査」や「いじめ防止きずなキャンペーン」というように、タイトルとして「いじめ」と付いているものにおいてはいじめという言葉を使いますが、基本的にはいじめという言葉を使わずに進めています。資料④の生徒会活動と学級活動との連携「互いを大切に作るクラスを目指して」（11月実施）という取り組みは、本校ではいじめ防止きずなキャンペーンの一環で行っている活動です。「〇〇しないようにしましょうという」という言い方を用いずに行っているものです。

他に、②「NKT」という取り組みがあります。私が赴任する前からあったものですが、内容を少し変えました。相談にはそもそも教員と生徒とのリレーション、相互理解が必要だろうということで、普段面談という担任と話すが決まっていますけれど、どんな話でもいい、誰と話してもいい、話したいテーマは自分で決めて構わないとしているものです。悩みごとや問題に限らなくてもいいですし、1人だと言いに行けないけれど3人だったら言いに行ける、ということもあるので、1人じゃなくてグループでも構わない、そういう整理ですすめており、一定の効果があると思っています。

関係機関との連携ですが、法的な側面からの教員研修は必要だろうということで、スクールロイヤーを講師とする研修を今年度お願いする予定です。他に、いじめ対策推進課から声をかけていただいて、道徳の授業を通して「声の収集」に協力しました。そもそも、いじめ云々もそうですが、やはり道徳をちゃんとやらなければならないというのが我々にはありますので、それがいじめ対策にもつながるのであればということで、道徳の授業をしっかりとやるという学校の目的も叶えつつ、関係機関との連携も行いました。表面的なことだけ聞いて声を拾うとすると、通り一遍のものしか出てこ

ない発達段階かなということ、いろいろご相談させていただいて道徳の授業において実施しました。以上です。

#### ○森川会長（仙台市医師会）

「いじめとして」という取り組みだけではなく、道徳とか、人格形成、人間関係の構築の重要性などに主眼を置いていらっしゃるというお話だったと思います。取り組みもいくつかご紹介いただきました。ありがとうございました。

それでは高等学校、岩井委員、お願いいたします。

#### ○岩井委員（仙台市立高等学校長会）

仙台高校の岩井と申します。よろしく申し上げます。資料は18ページになります。

まず資料に書いていないことについて少しお話いたします。年に一度仙台市内で一斉に行ういじめアンケートがございますが、本校におきましてはそのほかに、定期考査に合わせて「生活についてのアンケート」を、年4回実施しております。また、それに合わせて面談も行っております。このように定期的にアンケートを実施しておりますので、それが生徒にとって何かしら訴える場になっているのかと思います。アンケートで書かれたものについてはすべて、本人から聞き取りを行いながら対応しております。中には、一度書いて消しゴムで消したようなものもあるのですが、そういったものについてもあわせて「何があったのか」とか、「なぜ消してしまったのか」とか、そういったところまで含めて話を聞くようにしております。このアンケートと面談で、比較的未然に防ぐことができている部分があるのではないかと考えております。

資料に戻りますが、現在行っている取り組みを4点挙げました。①と②につきましては、ここ最近継続して行っていることです。基本的に高校生ということもありますので生徒発信、生徒の方からアイディアとして出たものについて、継続して取り組んでいるということがございます。

③はご覧ください。④につきましては、昨年度から「スクールポリシー」というものを市立高校各校で定めております。本校ではスクールポリシーとして三つのポリシーがあるのですが、その中の「グラデュエーションポリシー」という、卒業までに育てたい資質能力として「自他を尊重する力」を定めていまして、特に学校行事や授業などの様々な場面を通して、互いを尊重することを重んじる教育活動を実施しております。

二つ目の関係機関との連携につきましては、記載にあります4点になります。①発

達障害等を抱える生徒への適切な支援に向けた対策についてです。小中学校に比べますと高校はまだまだ後発の部分がありますので、教員も不断の研修を行っていかねなければならないということで毎年実施しております。②についてですが、ネット上のことについては教員よりも生徒のほうが詳しく、生徒のほとんどはスマホを持っており、SNSなどを使ってどういったことが行われているのか、我々だけではなかなか理解できないような部分ですので、警察等の関係機関の方々に講演いただいたりするなどして注意喚起をしております。

③はその通りです。④につきましては可能な範囲でということになりますけれども、校種間、学校間の引き継ぎ等の情報交換をしながら、高校での指導に生かしているところがございます。

最後に、成果と課題の3行目に書きましたが、SNS等における表面化しないいじめへの対応が難しく、表面化しないだけに非常に深刻なケースも起こりうると思います。現在はそういう状況は起きていませんが、そういった点などを常に気をつけながら対応しております。また、コロナ禍でコミュニケーションスキルが不足していると思われる、あるいはそういった機会がなかなか持てなかった子どもたちが入学してきておりますので、5類に移行したこともありますけれども、行事等皆で取り組むようなものを、工夫しながら行っております。以上です。

#### ○森川会長（仙台市医師会）

ここまで、教育現場のお話を伺いました。それぞれの年齢に応じて各学校で取り組み、児童生徒の発達段階に合わせた取り組みをされているという印象を受けました。そして、いずれにおいても取り組まれているスクールロイヤーの研修、その他警察との連携、各団体との連携を図りながら職員の研修なども行っていると伺いました。

また一方で、職員の心の余裕がなければ、子どもたちと対峙して（いじめなどの変化に）気づいてあげることができないということも、年齢などにかかわらず、共通の問題点ではないかと感じました。

続きまして、子どもたちを学校に送り出しているらっしゃる保護者の方の立場からのお話をいただきたいと思います。仙台市PTA協議会、高城委員お願いいたします。

#### ○高城副委員長（仙台市PTA協議会）

仙台市PTA協議会の高城と申します。PTA協議会では命を守る取り組みとして、いろいろな取り組みを継続して行っています。ひとつは、自らの存在価値を認めて自己を

大切にするとともに、他者を思いやる、協力する心の育成と、子どもの命を守ること  
をねらいとした「大切なあなたへ」というメッセージを、ポスターとして配布して  
おります。今日こちらに掲示させていただきました。令和元年からスタートいたしまし  
て、保護者の方から子どもたちに送るメッセージを標語にしたものです。保護者が書  
いた標語を我が子に渡して学校に提出させることで、親がこんなことを自分に対して  
思っているんだ、などと感じてもらおうということもねらいとしています。あえ  
てネットによる応募などは行わずに、紙で書いてもらい、子どもを通して学校に提出  
する仕組みで活動させていただいておりました。コロナ禍でも年々応募件数が増えて  
いて、一番新しい令和4年度は「うちでは背伸びいらないよ 頑張ってるの知ってい  
るから」という、お母様が我が子に向けて作った標語が最優秀賞となりました。秋に  
実施しているPTAフェスティバルのステージで表彰させていただくという活動も行っ  
ております。

この他に、子どもたちの自己肯定感や自己有用感の向上につながることを目指して、  
篤行善行児童生徒表彰を行っております。子どもに対してもそうですけれども、最近  
大人自身の自己肯定感や自己有用感もかなり失われてきているのではないかという  
ところもございまして、そういったところもPTA活動で大人同士が関わることで、つな  
がることで自分自身の居場所を作ってください、大人が元気に活動するその姿を子  
どもたちに見せて元気を分けることができるような、そういった活動にも仙台市PTA協  
議会の活動をつなげていけたらいいなと思っております。

#### ○森川会長（仙台市医師会）

昨年に引き続き、標語を見せていただいて非常に感激いたしました。そして、保護  
者の方がお子さんに手渡して、それを読んでもらった上で応募するというのも、非常  
に素晴らしいと思います。

最初のお話にもありましたけども、自己有用感や自己肯定感というものが非常に重  
要なポイントで、確かに大人の方でも足りていない部分があると思います。子どもと  
会話ができてお互いの考え方を認識し、確認し合うというところが非常に素晴らしい  
と感じております。ありがとうございました。

それでは、山口委員から続けてお願いします。

#### ○山口委員（仙台市PTA協議会）

PTA協議会副会長の山口でございます。沖野中学校のPTA会長を務めております。市

の協議会としての取り組みは、今顧問の高城よりお話させていただきましたので、資料は特にございませんが、私からは各校それぞれのPTAの情報について、もちろんすべて把握しているわけではございませんけれども、役員として色々な学校のPTA会長とかかわって伺っていることの中から、感じていることをお話させていただきます。

ここ数年、コロナでPTAの活動が思うようにできなかった学校が多くございます。中には工夫して活動できたところもあって、そこで少し差が出ていると感じているところではあります。学校に保護者が集まる機会がコロナですごく減ってしましまして、顔の見える関係、横のつながりというものが途絶えがちになってしまった今、PTA活動を進めていく上で難しい局面に立たされているなど感じております。皆さんも報道などで見聞きされていらっしゃるかもしれませんが、PTAの任意加入問題が出てきておりまして、やはり「PTAに入りません」という方もそれぞれの学校で出てきております。そういったことをどう扱っていくべきか、難しいところに立たされているなど感じております。

また、いじめ問題との関わり方も、やはりPTAの役員は児童生徒の保護者でもありますので、個人情報保護の観点もありますから、直接的にそこに我々が踏み込んでいくというのは難しいと感じております。何か取り組みをしようと思っても、やはりいじめ問題というのは複雑ですし様々な例もありますし、簡単に保護者の皆さんにこうしなさいというようなこと呼び掛けることは難しいと思います。そういった意味で、少し二の足を踏んでいるところが多いように感じておりますので、逆にPTAがどう関わっていったらいいかということ、先生方と役員とでいろいろディスカッションして確認する機会を設けられたらいいのかなと思っております。先生方の働き方改革のお話が先程ございましたけれども、保護者のほうも忙しい方が増えております。ほとんどの保護者の方々は何かしらお仕事をされていらっしゃる場合が多いので、関わり方などを確認していけたらいいと思っています。

個人的には、学校に来ている子たちだけではなく、来ることができない子とどう関わっていくかということも課題かと思っています。やはり地域の団体との連携が、非常に重要になってくると思いますので、コミュニティスクールが学校に設置されておりますけど、学校と保護者とが強力なパイプで結びついて、連携していけたらいいと思っています。やはり、学校、家庭だけではなくて、他にも子どもたちが安心していられる居場所みたいなものを確保していく必要があると感じております。まとまりのな

い話でしたが、以上でございます。

#### ○森川会長（仙台市医師会）

やはり、保護者同士の交流が減っているという現状があるのかと思います。そして、最後にお話いただいた、不登校児童生徒も含めたPTAの取り組みも考えたいということでした。非常に難しい点ではあると思いますが、そういう子どもたちの状況を未然に防ぐことも重要ですし、そうなった子どもたちに対して、PTA協議会の方々から目を向けていただいているというところも、とても重要な点ではないかと思いました。ありがとうございました。

それでは次に進めたいと思います。関係機関の皆様から、取り組みの様子についてご紹介いただきたいと思います。宮城県臨床心理士会の久保委員、よろしくお願ひします。

#### ○久保委員（宮城県臨床心理士会）

はい。宮城県臨床心理士会です。資料3の1ページをご覧ください。現在、県内に臨床心理士が大体460名くらいおります。その中で、例えば大学教育部会という会がございます、私も含めて大学の教員を務めている臨床心理士がメンバーとなっております、そのメンバーを中心に延べ20名程度が、仙台市、あるいは県内の自治体に設置されております、いわゆる第三者調査委員会、いじめ調査委員会等の委員を務めております。これ以外のスクールカウンセラーを務めている会員が150名程度おりますけれども、スクールカウンセラーの方々は学校現場と直接利害関係がございますので、そういった方々は調査委員を担当することはできません。分担といいますか、大学教育に携わる者であれば比較的教育現場と距離がございますので、そういった調査の委員を務めることとなっております。

スクールカウンセラーを務めております会員は、それこそ学校現場、市内だけではなく県内の各学校で勤務しております。当然のことですけれども、スクールカウンセラーへの相談内容はいじめだけではなくて、先ほどもありました不登校に関するものも結構ございますが、多様な相談の対応に当たっているところでございます。

一番いじめに近いのは学校現場での相談対応かとは思っておりますけれども、加えて当会では月に1回、電話で臨床心理士に相談できる「無料相談会」を開催してございます。そちらに一般の方からのご相談が寄せられております。いじめ問題に特化した相談というわけではございませんけれども、やはり多くの方にとって臨床心理士への相



談はなかなか敷居が高いといえますか、どこに相談したらよいかわからないというところがあると思いますけれども、こういった取り組みを通じて、気軽に心の相談をご利用いただけるよう機会を設けております。

資料に記載しておりませんが、今日ご紹介にもありましたように、当会からの推薦を受けて、私自身が心の相談に関するS-KETの専門員として務めております。これも一つの連携として紹介させていただければと思います。

資料の下部、関係機関との連携についての取り組み、成果や課題ですけれども、会として、何かいじめ問題に特化した取り組みをしているわけではございませんけれども、先ほど申し上げたスクールカウンセラー、あるいはS-KETへの派遣ということも、いじめに関連する相談と言えるかと思います。加えて冒頭に申し上げました、各種調査委員会につきましては、仙台市だけではなく、いろいろな自治体からも委員の派遣依頼がございますし、昨今は学校単位でも調査が立ち上がる場合がございます、こちらにも心理士を派遣してもらいたいという要請をいただく場合がございます。これに対しても大学の教員を中心に対応しておりますが、なかなかその人数も十分ではございません。調査というのは一つ一つ責任が伴いますし、重い案件がございますので、なかなかその対応に苦慮しているところがございます。もちろん守秘義務もございますので、こういった調査にあたってどうやったらいいのかというノウハウ自体を、会の中で共有しづらいという課題もございます。これは市の取り組みなどの話ではなくて恐縮なのですが、例えば弁護士会や、社会福祉士会、精神保健福祉士協会など、専門職の先生方がおられる職能団体の皆さんと連携しながら、いじめ調査に向けてどういったところをあたって、どういうところに触れるべきなのかといったことを、横の連携の中でお互いに学んでいけるような機会が設けられるとよいのではないかなと感じたりもしております。当会からは以上です。

#### ○森川会長（仙台市医師会）

お母さんたちには、集団での幼児健診などに子どもを連れて行った時に、各区の保健福祉センターで臨床心理士さんと気軽に相談できる機会があると思います。そこから学童期に入ると突然、「子どもの相談をしたいときに、自分から声を上げて、臨床心理士さんというより、まず学校と相談するしかない」というような場面が出てきます。小児科でも時々お母さんたちに相談される場合がありますので、学校の中での取り組み、そしてこういう調査委員会にも、先生方の参加があるということ保護者の

皆さんによく周知していただけると、安心感につながると感じておりました。人数の限られる中で、非常にたくさんの取り組みをされているということをご紹介いただきました。ありがとうございます。

続きまして、法務局伊藤委員、お願いいたします。

#### ○伊藤委員（仙台法務局人権擁護部第二課）

仙台法務局人権擁護部の伊藤でございます。こちらにおられます関係機関の皆さんに、実際に寄せられた相談に基づいての人権侵害事案に対して様々ご協力いただいておりますこと、この場をお借りして感謝申し上げたいと思います。ありがとうございます。

用意をしました資料は3ページから、基本的に法務省人権擁護局で公表している資料に基づいている内容になります。私どもが行っている、子どもの人権を守る活動については、7ページから10ページに全体的なまとめを掲載しています。今、報道等されているように、児童虐待であったり、あるいは子どもの身体に重大な被害を及ぼすような事案が増えていたりということもございまして、まずはいじめをはじめとした人権侵害を起こさないという教育や啓発に力を入れつつ、実際にそれが起こった際には、その解決に向けて我々としてもお手伝いをするということで、前者については人権啓発、後者については人権救済という、二本の柱で活動しております。

人権啓発につきましては、小学校や中学校、高校でもご参加いただいているところもありますけれども、各学校のご協力をいただいて人権教室を行っています。人権の大切さを授業の中に取り入れていただきながら、お互いの立場、お互いの命を大切にすることを学んでいただく活動にご協力いただいています。皆さんご承知のように、この5月にコロナが5類に移行したということで、学校に訪問する機会も従前通り多くなってきています。コロナ禍に比べれば、県内各地で人権教室の取り組みも活発になり、これまでのコンテンツを見直すなど、充実させていきたいと思っております。可能であれば多くの機会の人権教育のお手伝いができればと思っております。各学校では、年度当初に授業の計画等を立てているかと思いますが、人権についての授業等を実施する際、お声掛けいただければ積極的に対応していきたいと思っておりますので、当方までご連絡いただければと思っております。

私どもは人権擁護部第二課という部署で、先ほどお話した人権救済を担当する課です。いじめや家庭内の虐待なども含めて人権侵害があった際、その子どもから直接助

けて欲しいという相談や、あるいは、保護者から助言が欲しいというような相談に対して、人権相談ということで受け付け、対応しております。それについて資料3ページから、毎年学校のご協力をいただいている「こどもの人権SOSミニレター」というものの今年度の取り組み、昨年度までの統計資料を掲載させていただいております。受領通数は、コロナ禍というところもあったのか減っているところです。これまでの報告にもありましたように、基本的には学校側の認知のための取り組みであり、ほかにその後のフォローにも奏功しているという一つの表れかと思えます。そういった意味では喜ばしいことなのかとも思うのですが、一方で、それが潜在化して深刻な被害を及ぼすというところも、無くなっているわけではないという憂慮もしております。そういったものをなるべく拾い上げたいということで、平成18年から行っているこのSOSミニレターという取り組みは、直接子どもたちから手紙をもらいその解決に向けて協力をしていく、返事を書き、手紙のやりとりの中で解決にむけて一緒に相談していくという活動になります。今年度も6月から、仙台市内の小学校、中学校の協力のもとに、その用紙を配付していただいているところです。実際に今年度もレターが送られてきておりますが、様々な種類の相談があります。深刻な事案につきましては、関係機関の皆さんともご協力させていただきながら、早急な解決に向けて努めているところでございます。こちらにつきましても引き続きよろしく申し上げます。このSOSミニレターは、特に小学生のお子さんから寄せられることが従前から多いのですが、今は学校や家庭でタブレットを使って学習したり、スマホを所持したりしていることもあり、鉛筆を持って手紙を書くのに馴染みのないお子さんもいるかと思えます。法務省では、LINEを使ったSNSによる人権相談を行うようになり、今年1月からは宮城県内においても実施しております。アクセスのための二次元コードをこのSOSミニレターに付けたことで周知も進んできたのか、徐々にその数も増えてきています。ただ、24時間対応していただいている相談機関と比べると、正直件数はそれほど多くはないです。実際に相談に対応するのは、解決のために取り組むということもあり我々法務局の職員、そのほかボランティアの人権擁護委員が対応します。アクセスは、平日の8時半から17時15分までを基本としているので、相談したいお子さんや実際に気持ちが落ち込んでいるお子さんが、書き込んでやりとりをするニーズになかなかそぐわないところがあるかと思っています。このLINEの相談と、従前から行っている電話による相談の強化週間を今年度も実施します。今年は8月23日から29日までの1週間になります

が、その期間、平日の午後7時まで延長して対応し、土日も対応するというキャンペーンを行います。その周知のためのポスターを学校にお送りしますので、夏休み前の忙しい時期かと思いますが、ぜひお子さんたちの目に留まるようにご協力をお願いします。私からは以上です。

**○森川会長（仙台市医師会）**

啓発と救済という二本柱で活動されているということがよくわかりました。そしてSOSミニレターについて、あとで皆さんからもご質問があるかもしれませんが、少し伺います。小学校3年生の件数がピークになっていますが、これは書いて出すというのが、この年齢が一番取り組みやすいということでしょうか。

**○伊藤委員（仙台北法務局人権擁護部第二課）**

そうですね。やはり、字を覚えて書きたくなる、あるいは、自分の言葉で表現することが多くなる年齢なのかと思います。小学1年生ぐらいですと、保護者の方に補助されて書いているようなお子さんもいらっしゃるかと思います。3年生ぐらいになると、周囲との関わりも多くなり、深刻な、個人的な悩みが徐々に増えてくるのかなと思います。それが中学生年代になると、自分で解決できたり、あるいは、学校に相談する、友達に相談することも増えていたりすることで、当方にミニレターを出す人が少なくなるのかと思われれます。ミニレターは、相談した内容を他に誰が知っているのか、チェックを入れてもらう仕様になっていますので、当方に相談する前に問題解決のために動いているのか、傾向を把握することができます。

**○森川会長（仙台市医師会）**

また後で皆様からご質問を受けたいと思います。それでは続きまして、宮城県警察本部少年課の熊谷委員、お願いいたします。

**○熊谷委員（宮城県警察本部生活安全部少年課）**

少年課長の熊谷と申します。資料13ページをご覧ください。資料に沿ってご説明させていただきます。

取り組みの1点目は、いじめに起因する問題事案等の早期把握のため、少年相談窓口に関する広報活動についてです。県警察における専門の少年相談窓口は、各警察署の相談電話のほか、県警察本部に設置するいじめ110番、少年相談電話、それから仙台市錦町庁舎に設置している、少年サポートセンターせんだいの相談がございます。これらの相談窓口に関しましては、県警ホームページや、少年非行防止等に関する冊

子、その他、広報誌等に掲載するなどして周知しております。なお相談は、電話だけではなく、対面での相談も受けております。

相談の受理状況ですが、昨年中は県下で1,885件の相談がございまして、10年前の約4倍となっており、年々増加しています。昨年中の相談は保護者からの相談がほとんどでしたが、少年本人からの相談も350件あり、学職別では、高校生が142件、中学生が123件、小学生も49件ありました。そのうちいじめ問題の相談に関しましては、昨年中50件の事案を認知し、そのうち4件は事件として対応しております。いじめ相談の学職別では、小学生が24人、中学生が16人、高校生10人と、小学生が最も多く、形態別では暴力行為が16件で最も多く、次いで言葉によるいじめが14件、インターネットを介したいじめが11件でした。

取り組みの2点目は、犯罪行為を認知した際の迅速的確な捜査、調査の推進です。本年2月7日に文科省では「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」と題しまして、学校で起こるいじめ事例として19の事例を挙げ、それがどのような犯罪行為に該当するのかを具体的に示し、該当する事案を認知した際には直ちに警察に相談すべき、と全国の教育委員会等に通知しております。そしてその中で、優先すべきは児童生徒の命、安全であって、学校と学校設置者はいじめを決して許さず、被害児童生徒を徹底して守るという断固とした決意で全力を尽くすことが必要ともされております。警察といたしましても、悪質な事案や犯罪行為を認知した際は、被害者、保護者の意向を踏まえることなく児童生徒の安全安心を最優先に、学校の協力も得て、迅速的確な捜査に着手してまいりたいと思います。なおその際、被害届が出されないとしても、再被害の防止やいじめ事案の鎮静化のために、状況に応じて加害児童生徒、保護者、関係者からの聴取や、場合によっては注意指導等の措置を講じていきたいと思っております。

次に関係機関との連携についての1点目は、学校等との緊密な連携によるいじめ、校内暴力等、各種問題事案の正確な事実把握と、事案内容に応じた適切な対応の推進です。いじめ問題は、一義的には学校側の問題とはいえ、早期かつ的確な対応を誤れば、自殺など最悪のケースを招く恐れがありますので、学校でのいじめや校内暴力等各種問題に関しましては、学校警察連絡協議会、みやぎ児童サポート制度、スクールサポーターの派遣等を通じて学校との緊密な連携を図り、相互の情報共有、正確な事実を把握するとともに、事案内容に応じて適切に対応してまいりたいと思っております。県

警では例年、各警察署単位で管轄の学校へ警察職員を派遣して、非行防止教室等を開催しておりますが、その際いじめ問題についても、児童生徒へ指導を継続してまいりたいと思います。

2点目は、被害少年への支援活動や継続補導、少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動の推進です。性犯罪やいじめなどの被害を受けた少年を認知した際は、少年本人、保護者の意向を踏まえ、少年警察補導職員等が精神的ダメージの回復やその軽減に向けたカウンセリングの実施、関係者に対する助言等の継続的な支援活動を行っています。また、相談や事件などを通じて関わった少年に対しましても、その問題行動、気質、家庭環境等から継続的な指導や助言が必要な場合は、少年警察補導職員等が少年の問題性が除去されるまで、継続的にカウンセリング等を行う継続補導を実施しています。問題を抱えて再び非行に走る可能性がある少年やその保護者に対しては、警察から積極的に連絡して継続的に声掛けをするほか、少年警察ボランティアの方々とも連携して社会奉仕体験活動等への参加、学習や就労の支援等を行い、少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動を推進していきたいと思います。県警察本部からは以上です。

#### ○森川会長（仙台市医師会）

相談件数が10年前の4倍ということで驚いておりますが、命と安全を最優先に活動されているとのことで、大変な重大事例を扱っていると思います。そしてそのことに関して、学校と事前に緊密な連携が取れる状況にあり、さらに学校に出向いて啓発活動、研修の実施もされているということで、活動についてよくわかりました。そして、実際に認知したあとの子どもたちのケアもされているということでした。ありがとうございます。

それでは続きまして、健康福祉局清水委員、お願いいたします。

#### ○清水委員（仙台市健康福祉局障害福祉部）

健康福祉局障害福祉部の清水でございます。私どもからは、大きく二つの取り組みについてお伝えします。

一つ目は、19ページの1「いのち支えるLINE相談」でございます。私どもでは精神保健、心の相談も行っておりますので、その観点からの様々な困りごとをお聞きするLINE相談を行っています。資料は昨年度の内容について記載してございますが、主に若年者層が利用されておりました。相談延べ人数679名、実人数で426名となっております。年代的には、30代以下が256名となっております、資料記載ございませんが、

うち高校生以下の方が36名利用となっております。こちらの相談はLINEで行うことで、主に困りごとの吐き出しの場などとして活用いただいています。

二番目以降は、どちらかという発達相談、発達障害に関係する取り組みでございます。私どもでは、アーチルを中心として発達障害に関係した取り組みを行っております。19 ページの2「教職員を対象とした研修」といたしまして、発達障害に対する知識あるいは対応等について、教職員の皆様方にご理解いただけるように、教育局と連携して研修会への講師派遣などを行っているところでございます。令和4年度実績として講師派遣が3回、また、アーチル主催の講座として「アーチル夏の講座」と題しました講座を開催させていただいております、118校、千人を超える方にご参加をいただきました。20 ページに移りまして、令和5年度に関しましても、同様に研修への講師派遣ですとか主催講座も予定してございますので、こういった研修講師あるいは主催講座なども活用いただければと思います。

三番目、関係機関との連携でございます。青少年対策六機関合同会議という、教育部門、こども若者部門の方々と合同での会議を開催いたしまして、いじめ等も含めた形でその取り組みの共有などを行っているところです。

四番目といたしまして、いじめ対策推進課との連携として、発達障害に関する研修を（S-KET）相談員の方々に対して開催させていただいております。

また五番目といたしまして、児童相談所との連絡会議を開催し、事例検討などを行いながら対応の共有を図っているところでございます。私からは以上でございます。

#### ○森川会長（仙台市医師会）

多岐にわたる取り組みをご紹介いただきました。特に、青少年対策六機関合同会議などは、他機関等の連携というところで重要なのではないかと思います。発達障害の子どもたちをどう理解し、世の中全体がインクルーシブな状況を保ちながら、皆で成長していくことが非常に重要な問題だと思います。そのあたりに取り組まれているということがよくわかりました。ありがとうございます。

それでは、児童相談所、中村委員をお願いします。

#### ○中村委員（仙台市児童相談所）

児童相談所の中村でございます。資料にも書きましたけれども、児童相談所は、いじめの問題に特化した相談を受けているわけではありません。今はこども家庭庁の担当になりましたが、厚生労働省が定めた児童相談所運営指針に示されているとおり、

子どもの権利擁護の主体としてあらゆる相談をしっかりと受けていくように、とされています。近年はご承知の通り、虐待対策のような形になってしまっているところがございます。そのような中で、年間4,000件から5,000件という件数の新規相談をお受けしています。その中で、特によくマスコミ等で使われるのが虐待相談対応件数です。先程、いじめの認知件数が増えているのかどうか気になったというのは、児童相談所ではこれまで右肩上がりに相談件数が増えていたのですけれども、令和4年度には若干減少したというところがありまして、それがどういうものなのかちょっと読めないところがございます、どうなのかなと思っていたところでした。資料で示したとおり、令和3年度は1,733件、令和4年度は1,651件（速報値）を数えております。ちなみにその1,651件の中で、一時保護となる児童は約250人。さらにその中で施設に措置となる児童は、70～80人ぐらいになります。もちろん、施設に入る児童の中には、養育困難のためやむなく措置という状況もありますので、全部が虐待事案ではありません。1,651人の中で、最後に施設に入るお子さんが数十名ということは、ほとんどのケースを、在宅で支援していくという形になります。

様々な相談が寄せられております。先ほどからお話を伺っていますとおり、いずれも同じだと思うのですけれども、まず今、子どもの生活リズムが崩れていて、ゲームをやって寝ない、あるいは、私も詳しくはないのですが、オンラインゲームで通信をすることもあるようです。その中にはやはりいじめの問題がありますし、SNSで知り合いをたどって、他県まで家出をしてしまうこともあります。他県で一時保護となって、連れてこられる女子中学生が特に最近多い印象を受けています。特に統計は取っていないのですが、数日前も他県から移送されてきた児童がいましたし、仙台で見つかってこちらから送っていく児童もおります。その時は、仙台の警察署の方に身柄を確保していただいて、ということになります。

子どもたちが不安の中で生きている時代だと感じていますし、どのように世の中を変えていくことができれば子どもたちにとっていいのだろう、ということをいつも考えます。「Vulnerable（ブルネラブル）」という言葉がありますが、人間はそもそも「か弱いもの」なのだという認識が大切なのだと思います。教育のほうでは「Resilience（レジリエンス）」という言葉を使うようですが、いろいろなことが起こることはしょうがないのだけれども、そこでしなった竹がもう一度立ち上がるように、子どもたちのどうにかこうにか戻っていくことができる力、というものを育てて



いくことを、難しいけれどもやっていかなければならないのだろうとっております。私たちが話しているのですけれども、一時保護した児童が、自分の力をだんだんと感じられるようにして、自分自身で物事を決めていくという経験を積んでいけるようにしていければと思っております。関係機関の皆さんには、これからも多々お世話になることが続くと思っておりますけれども、よろしくお願ひいたします。

#### ○森川会長（仙台市医師会）

限られた職員の人数の中で、非常に件数が増えて大変ご苦労されているのではないかなと思います。

ここまで、皆様から一通りご発言いただき、関係機関との連携などについてもお話いただきました。皆さんから、ご質問などございますでしょうか。何でも結構です。先ほど私、途中で伺いましたけれども、そのような内容でもいいのではないかと思います。ぜひ、ここはちょっとこの場で聞いておきたいというようなことは、ありますでしょうか。

皆さんにお考えいただいているあいだに、私から少し発言させていただきますが、この協議会は、いじめに特化したお話とはなりますが、最初のほうにどなたかからご発言があったと思いますが、事案の最初は非常に些細なことから始まっていると思います。私も学校医をしておりまして、学校の先生方とお話させていただく機会もありますし、小児科医として保護者と話す機会もありますが、初めはすごく些細なことで、場合によっては自分でも気が付いていないこともあるのではないのでしょうか。「いじめられているのではないか」と他の子から言われて気づくことも多いような気がします。しかし前提として子どもたちの健全な育ちがないと、もしかしたら少しずつそういう影響が出てしまうため、その些細な出来事から始まるいじめをなくすために、健全な子どもたちの育ちを大人が見守らなくてはいけないと考えます。そうするためにどうしなければならないか、という一つ大きな問題があります。

それから、実際起こってしまった場合の救済、その対応に関しては、それが大きなことにならないように、できるだけ小さい芽のうちにその芽を摘むようなことをそれぞれの機関で連携しながらできるといいと思います。そのためには、学校などでの研修会を通して、先生方の気づく目を養うというようなことも大事だと思いますし、PTAの方々が保護者同士の連携のもとに、そういうことを減らしていこう、子どもたちを地域で健全に育てていこうという活動を行うこと、合わせて、大人の取り組みを子ど

もたちに対して知らせていくということも、非常に重要だということがわかりました。

ご質問、いかがでしょうか。もしあれば、途中でも皆さんからお話いただきたいと思います。今回、事務局のほうからご提案いただきました資料2-2に関してです。関係機関や学校などに対して、いざというときにどこにどう相談したらいいかということなどを広く知らせる、顔が見える形での連携というのは非常に重要で、資料の2番、3番に関しては、当協議会が連携しながら、子どもたちのいじめ問題に対して取り組んでいくために協力させていただきたいと思っておりますが、皆様それについて異論ございませんでしょうか。（委員 了）ありがとうございます。

いただいた資料「いじめ等でお悩みの方へ 相談窓口のご案内」にも、それぞれの部署で対応されている窓口がひとつおとり掲載されていると思います。まだ載っていないところもあるように感じますが、ここでご紹介された内容をひとつおとり、またできるだけ広く知らせることができればと思います。ただやはり、紙媒体だけでは不十分だと思いますので、これをどのような形で知らせていくか、コロナ明け対面で活動できるようになったところで、資料3番の子育て世代に向けたイベント等で積極的に当協議会でも協力しながら、いじめ問題も含めた啓発活動、仙台市でこれだけ皆を見守れるように頑張っているというところを知らせる、知っていただくことが重要かと思えます。たくさんの取り組みがなされていても、昨年度当会議に参加するまで知らなかった、ということが多かった気がします。そのようなことがないように、できるだけ啓発活動などに限られた予算などを傾けていっていただけたらなと思います。

皆様、何かご発言し残したようなことございませんでしょうか。

#### ○久保委員（宮城県臨床心理士会）

せっかくの機会ですので、お話をさせていただければと思っておりました。

会長におっしゃっていただいた、子育て世帯向けのイベントへの協力について、とても大事だと思って拝見しておりました。いじめという問題を前面に出すと、子どもたちもそうですけど市民の方は、「いや、うちには関係ないよね」とか「他人事だよね」となりがちになるのかなと思います。いじめ対策は大事ですし、パンフレット「子どもたちを見守るあなたへ」の中でも、仙台市の条例の中でも、「いじめは子どもの権利を侵害し、決して許されない行為です」とされていますので、もちろんそのとおりなのですが、逆に前面に出しすぎると、むしろ市民の方にとっては「じゃあうちは関係ないね」となってしまうジレンマがあると思っております。いじめ防止

も大事ですけど、子育てをする中で先ほどのパンフレットにもあるように、9割の子がいじめられたことがあり、且ついじめることがあるという国の調査結果もあるわけですので、他人事じゃないということを知っていただくためにも、子育てイベントや市民向けセミナーを通じて、やはり誰にでも起こりうることだということを理解いただいて、ご自身のお子さんに関係することだということを知っていただくことが大事かと思います。

そういった市民の方の理解が広がれば、例えば、教育委員会からのお話の中でもありましたけれども、仙台市が政令指定都市の中でも2番目の認知件数割合ですということが生きてくるといいますか、これは悪いことじゃなくて、むしろ現場の先生方が一生懸命拾っているからこそ全国でも2番目の割合になっているのですよと、何と言いますか、勇気を持って示せるかと思います。これが、理解が及んでいないところで示してしまうと、逆に「仙台市っていじめが多いんだね」というようなネガティブなイメージだけ受け止められてしまうのではないかと思います。むしろ、「誰にでも起きることを、ちゃんと拾っているからこそ多いです」ということを市民の方にご理解いただけるのではないかと思います。これは、教育委員会が自ら伝えるのはなかなか難しいと思うので、やはりこの部分はこども若者局なり、あるいは関連団体の中でこれを周知していくほうがいいのかと思います。

先日、新潟県の教育委員会に呼ばれ新潟の方々とお話したのですが、新潟はまさにこの政令指定都市別で一番の認知割合ということで、それを誇りに思っているみたいなのです。非常にポジティブに捉えられていて印象的でした。仙台市が一番になるべきだということではないのですが、認知率が高いということ自体は誇っていることだと思います。それを市民の方にも、いじめをちゃんと見逃さないでいるのだ、ということをお話していただくのが大事かと思い、発言させていただきました。以上です。

#### ○森川会長（仙台市医師会）

非常に重要なお話だったと思います。ぜひ、これからの取り組みに結びつけていければと思います。

それでは今年度の本連絡協議会、これまでのお話を踏まえ、連携を踏まえて、いじめに限らず子どもたちの育ちを見守っていくという姿勢で、防止対策に取り組んでいければよいと思います。

それではこれで終了したいと思います。事務局にお返しします。

## 5 その他

### ○いじめ対策推進課長

森川会長ありがとうございました。

資料2-2については、こちらでも検討が深められていない状況でのご提案でしたので、詳細について検討後、改めて共有させていただきます。個別にご相談もさせていただきたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

## 6 閉会